

山口県公認心理師協会 倫理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、山口県公認心理師協会（以下「本会」という。）の会員（正会員である公認心理師と臨床心理士、および準会員）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第 2 条 本規程は、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適性を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第 3 条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会)

第 4 条 本会は第 3 条にかかる事項を審議するために倫理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会の業務)

第 5 条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (2) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
- (3) 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の会員等への助言
- (4) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第 6 条

- 1 委員会は、本会倫理委員会の理事 1 名、及びその理事より指名され理事会に承認された会員若干名をもって構成する。
- 2 委員長は、本会倫理委員会の理事が就くものとする。

(委員会の運営)

第 7 条

- 1 委員長は、委員会を開催し、議長となる。
- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故や疾患によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。
- 4 倫理調査の被申立人となった委員は会の職務を離れなければならない。

(業務の報告)

第8条

- 1 本規定第5条(2)に定める業務については、担当者は会長が諮問した日から起算して6ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めた時は期限を延長することができる。
- 2 担当者は審議に際して必要がある場合は、一般社団法人日本公認心理師協会倫理委員会、一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会と連絡調整するものとする。
- 3 倫理違反が認められた場合に担当が答申する処遇案は、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。
- 4 第1項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会から答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(倫理綱領の見直し)

第10条 倫理綱領は原則として3年を目安に見直しを行う。

(改廃手続き)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、本会総会において出席者の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。